

(案)

建設資材価格特別調査業務委託 単価契約書

令和 年 月 日

委託者（発注者） 山形市松波二丁目 8 番 1 号
山形県知事 吉村 美栄子

受託者（受注者） 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

下記の業務について、委託者 山形県知事 吉村美栄子（以下「発注者」という。）と受託者（以下「受注者」という。）は、各々対等な立場における合意に基づいて、山形県財務規則（昭和 39 年 3 月県規則第 9 号）及び次に定める条項によって業委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上各自その 1 通を保有するものとする。

記

1 委 託 業 務	令和 7 年度 建設資材価格特別調査業務委託（単価契約）
2 委 託 期 間	令和 7 年 ○月 ○日から 令和 8 年 3 月 3 1 日まで
3 契 約 単 価	別紙「契約単価表」のとおり
4 契約保証金	免除

契約単価表

委託業務：令和 7 年度 建設資材価格特別調査業務委託（単価契約）

受 託 者：

番号	工 種	種 別	単位	契約単価 (税抜) (円)	消費税及び 地方消費税 (円)	契約単価 (税込) (円)	年間 予定 数量
1	A 資材（一般資材）	A－1	品目				70
2	A 資材（一般資材）	A－2	品目				20
3	A 資材（一般資材）	A－3	品目				3
4	B 資材（地場資材）	B－1	品目				30
5	B 資材（地場資材）	B－2	品目				5
6	B 資材（地場資材）	B－3	品目				2
7	C 資材（図面付資材）	C－1	品目				30
8	C 資材（図面付資材）	C－2	品目				10
9	C 資材（図面付資材）	C－3	品目				10
10	工事費（市場単価が存在する工種）	D－1	品目				30
11	工事費（市場単価が存在する工種）	D－2	品目				5
12	工事費（市場単価が存在する工種）	D－3	品目				5
13	工事費（市場単価が存在する工種）	D－4	品目				5
14	歩掛調査	E－1	品目				20
15	歩掛調査	E－2	品目				5
16	歩掛調査	E－3	品目				5
17	歩掛調査	E－4	品目				5
18	工場製作品	F－1	品目				5

(総則)

第1条 受注者は、「建設資材価格特別調査業務委託仕様書（以下「委託仕様書」という。）」に基づき、頭書の契約単価をもって、頭書の委託期間の終期（以下「履行期限」という。）までに、業務委託発注書（以下「発注書」という。）の委託業務（以下「委託業務」という。）を実施し、その結果（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとする。

2 前項の「委託仕様書」に明記されていない仕様があるときは、発注者、受注者協議して定める。

(委託業務の遂行)

第2条 受注者は、前条第1項の委託業務を行うにあたり、第8条の規定による発注者の定めた調査職員の指示に従わなければならない。

(業務遂行上の義務)

第3条 受注者は、委託業務の責任者となる者（以下「主任技術者」という。）に委託業務の遂行に必要な技術を習得させ、委託業務の遂行に万全を期するものとする。

(主任技術者の管理)

第4条 受注者は、主任技術者の氏名をあらかじめ発注者に通知するものとする。

2 受注者は、主任技術者の管理について、一切の責任を負う。

(秘密の保持等)

第5条 受注者は、委託業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第6条 受注者は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約担当職員)

第7条 発注者は、委託業務を実施するため、委託業務全体の指示、協議、管理等にあたる業務の契約担当職員を定めるものとする。

(調査職員)

第8条 発注者は、委託業務を実施するため、発注書毎の指示、協議、管理、検査等にあたる業務の調査職員を定めるものとする。

(監督及び指示並びに調査及び報告)

第9条 受注者は、この契約に基づく委託業務の実施について、発注者の監督及び指示に従わなければならない。

2 発注者は、必要があるときは、受注者に対し委託業務の実施状況について実地に調査し、又は報告を求めることができる。

(損害賠償)

第10条 受注者は、委託業務の処理に関し、故意又は過失により発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定による賠償額は、発注者、受注者協議により定めるものとする。

(権利及び義務の譲渡禁止)

第11条 受注者は、この契約によって生ずる権利及び義

務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第12条 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(契約内容の変更等)

第13条 発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中断することができる。この場合において、委託料又は履行期限を変更する必要がある場合は、発注者、受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者、受注者協議して定める。

(契約の解除)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、又は違反するおそれがあると認めたとき。
- (2) この契約の履行について、不正の行為があったとき。
- (3) 正当な理由がなく、この契約の履行を怠ったとき。
- (4) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
- (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 発注者は、前項各号に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。

この場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害額を負担するものとする。この場合の損害額は、発注者、受注者協議して定める。

- 3 第1項第1号から第3号まで又は第5号の規定によりこの契約を解除する場合には、契約保証金は、発注者に帰属するものとする。ただし、契約保証金が免除されている場合には、受注者は、発注者に対し解除違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を納付しなければならない。
- 4 第1項第4号の規定によりこの契約を解除する場合には、受注者は、発注者に与えた損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、受注者、発注者が協議して定める。
- 5 発注者は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により受注者に通知するものとする。

(談合等に係る契約解除)

第15条 前条の定める場合のほか、発注者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟(行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。)を提起しなかったとき。
- (2) 受注者が、独占禁止法第7条の2第1項(第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)、第7条の9第1項若しくは第2項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。
- (3) 受注者が前2号に規定する抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。
- (4) 受注者(法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198号又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)第4条の規定による刑に処されたとき。
- 2 受注者は、この契約に関して前項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者が特に認める場合は、この限りでない。
- 3 この契約の履行後に、受注者が第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合についても、前項と同様とする。
- 4 第2項の規定は、同項の規定に該当する原因となった違反行為により発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(事故発生時の通知)

第16条 受注者は、委託業務の処理に関し事故が生じたときは、直ちに発注者に対し通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。

(業務完了報告等)

第17条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞な

く発注者に対して業務完了報告書(別紙、様式-1)を提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の業務完了報告書を受理したときには、その日から起算して10日以内に成果物について検査を行わなければならない。
- 3 前項の検査の結果不合格となり、成果物について補正を命ぜられたときは、受注者は、遅滞なく当該補正を行い、発注者に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合において、再検査の期日については、同項を準用する。
- 4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果物を発注者に引き渡すものとする。(別紙、様式-2)

(委託料の支払)

第18条 受注者は、発注者の発注した委託業務の完成した部分について、前条第4項の規定により引渡しをしたときは、引き渡した範囲内において、四半期毎に委託料の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(遅延利息)

第19条 受注者は、発注者の責めに帰する理由により前条の規定による契約金額等の支払が遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるときは、発注者はこれを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

- 2 発注者は、その責めに帰する理由により第17条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期間満了の日の翌日から検査をした日までの期間の日数を第18条第2項に規定する支払期間の日数から差し引くものとし、また、その遅延期間が支払期間の日数を超えるときは、支払期間は満了したものとし、その超える日数に応じ、前項の遅延利息を支払うものとする。

(発注者の履行追完請求権等)

第20条 成果物がこの契約の内容に適合しないときは、発注者は、その不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知した上で、当該不適合を理由として、履行の追完の請求、委託料の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

(履行遅延違約金)

第21条 受注者がその責めに帰すべき事由によって、履行期限までに委託事務を完了することができない場合において、当該履行期限後相当の期間内に完了する見込みがあると認められるときは、発注者は、受注者から違約金を徴収して当該履行期間を延長することができる。

- 2 前項の違約金の額は、委託料から既成部分又は既成部分相当額を控除した額に対して、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

(履行不能の場合の措置)

第22条 受注者は、天災その他その責めに帰することができない事由により、この契約の全部又は一部を履行することができないときは、発注者の承認を得て当該部分についての義務を免れるものとし、発注者は、当該部分についての委託料の支払を免れるものとする。

(裁判管轄合意)

第23条 この契約に関して生じた発注者、受注者間の紛

争については、山形地方裁判所を第一審の専属的合意
管轄裁判所とする。

(疑義についての協議)

第 24 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し
疑義の生じた事項については、必要に応じて発注者と受
注者とが協議して定める。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保有の制限)

第3 受注者は、個人情報を保有するときは、この契約による事務の遂行のため必要な場合に限る、かつ、その利用目的を特定しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、利用目的を変更してはならない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

2 この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 受注者において、この契約における事務を第三者に委託する場合は、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(安全管理の確認)

第10 発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における管理体制及び実施体制や個人情報の管理について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認するものとする。

(事故発生時における報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(違反した場合の措置)

第12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。